

芦屋市子ども・子育て支援事業計画

(芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画)

【原案】

平成 27 年 3 月

芦 屋 市

芦屋市民憲章

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付けと期間	2
3 計画の策定体制	4
4 芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉の評価	6

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 子どもの人口の現状	10
2 教育・保育施設の現状	18
3 主な地域の子育て支援の現状	25

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	37
2 基本的な視点	38
3 基本目標	39
4 計画の体系	40

第4章 子ども・子育て支援施策の推進方策

基本目標1 家庭における子育てへの支援	41
基本目標2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	53
基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備	56
基本目標4 仕事と子育ての両立の推進	62

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

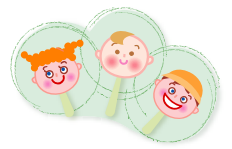
1 教育・保育提供区域の設定	68
2 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の圏域の考え方	70
3 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	71
4 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	73
5 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	84

第6章 計画の進行管理

1 推進体制の強化	109
-----------	-----

資料編

1	芦屋市子ども・子育て会議	112
2	芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部	115
3	策定経過	118
4	用語解説	121



第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所における人口推計においても現在の傾向が続けば、50年後には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割るものと予測しています。

また、ライフスタイルの多様化により未婚化・非婚化や晩婚化・晩産化の傾向にあり、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状が少子化の進行に影響していることがうかがえます。

子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

本市においては、平成17年3月に、芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画を策定し、地域で安心して子育てができ、また、これからの社会を担っていく子どもたちが健やかに成長できるよう、魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

また、保育所に子どもを預けたくても希望する保育所に入所できず、多くの待機児童が発生し、その解消が喫緊の課題となっていることや、仕事と子育てを両立できる環境が十分でないなど、多くの課題が生じています。

こうした課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。その中で国においては、「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が平成24年8月に成立しました。「子ども・子育て支援新制度」では①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を目指しています。

そこで、本市では、新たな法制度の下で幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉を踏まえながら、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間とした、「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

2 計画の位置付けと期間

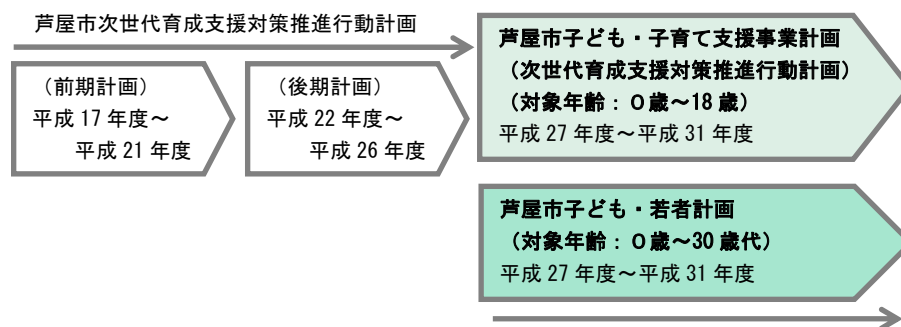
(1) 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、市町村に策定が義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

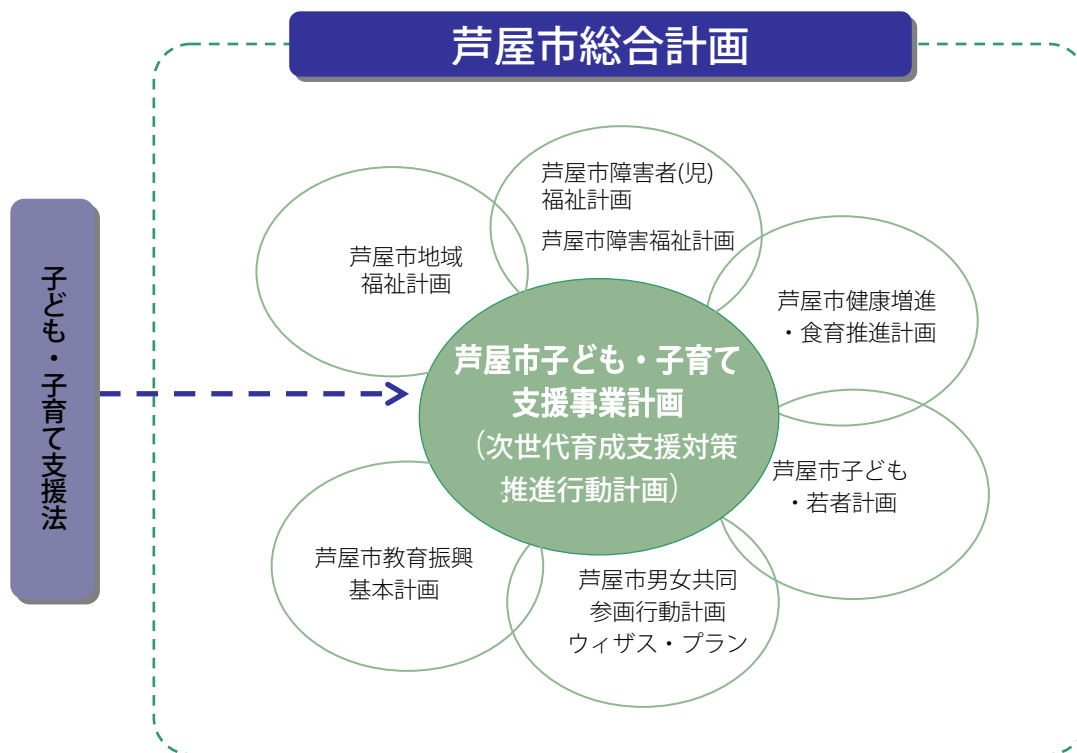
本計画は、第4次芦屋市総合計画や関連する分野別計画との整合性を図り策定しています。

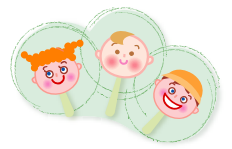
また、次世代育成支援対策推進行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、その考えや取組を包含して子ども・子育て支援事業を総合的に推進していきます。

【 次世代育成支援対策推進行動計画との関係 】



【 他計画との関係 】

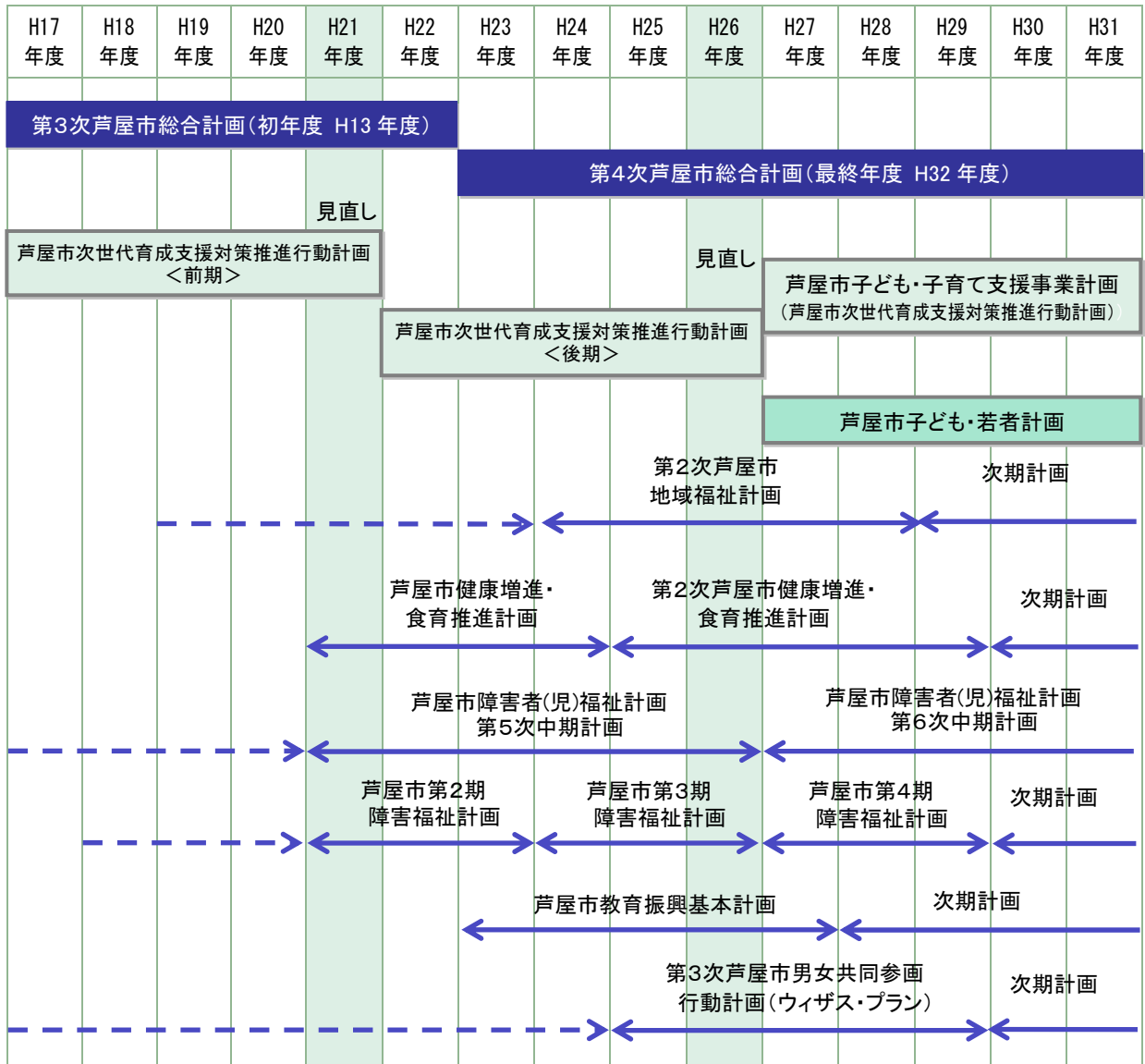




(2) 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は平成27年度から5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

【 (参考) 他計画の計画期間 】



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

3 計画の策定体制

(1) 「芦屋市子ども・子育て会議」の設置

子育て当事者等の意見を本計画へ反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、保護者代表、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「芦屋市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。



【 会議の風景 】

また、子ども・子育て会議の中に、専門部会として「基準検討部会」「子ども・子育て支援事業部会」を設置し、新制度における事業の認可基準や地域子ども・子育て支援事業の実施等について、具体的な検討を行い、計画策定に関する意見を頂きました。

(2) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料として、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

① 調査対象

就学前児童（0～5歳）の保護者から 2,250 人、小学生児童（1～6年生）の保護者から 1,250 人、合計 3,500 人を無作為に抽出して実施しました。

② 調査期間・方法

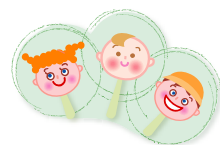
平成 25 年 10 月 7 日～平成 25 年 11 月 11 日

※回答期限については、当初期限 10 月 31 日から延長しました。

③ 回収状況

対象	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	2,250 通	1,359 通	60.4%
小学生児童の保護者	1,250 通	653 通	52.2%
合計	3,500 通	2,012 通	57.5%





(3) パブリックコメントの実施，市民説明会の開催等

① 「子育て支援に関するアンケート調査」を実施するにあたり，新制度への理解とアンケートへの協力を頂くため，市内の各幼稚園や保育所において，説明会を実施しました。

② 平成26年7月26日に「子ども・子育て支援新制度シンポジウム」を開催し，内閣府職員による基調講演やパネルディスカッションを通して，新制度の周知に努めるとともに，本市の今後の子育て支援の在り方について意見を頂きました。



【 子ども・子育て支援新制度シンポジウム 】

③ 計画内容について，市民からの幅広い意見を考慮して最終的な意思決定を行うために，平成26年10月14日から平成26年11月13日にかけて，「芦屋市子ども・子育て支援事業計画（芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画）【中間まとめ】」に対する意見募集（パブリックコメント）を実施するとともに，市民説明会を開催しました。

【 市民説明会の開催状況 】

開催日時	場所
平成26年10月15日 13時30分～14時30分	保健福祉センター 多目的ホール
平成26年10月18日 10時00分～11時00分	岩園小学校 ラウンジ
平成26年10月22日 13時30分～14時30分	上宮川文化センター ホール
平成26年10月25日 10時00分～11時00分	精道小学校 ランチルーム
平成26年10月28日 13時30分～14時30分	潮芦屋交流センター 多目的ホール
平成26年11月 8日 10時00分～11時00分	浜風小学校 会議室

(4) 行政機関の計画策定体制の整備

子ども・子育て支援対策の総合的，効果的な推進を図るため，市長を本部長，副市長を副本部長とし，関係部長で構成する「芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部」，子ども・健康部長を委員長に関係課長で構成する「芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部幹事会」を開催するとともに，関係各課の実務担当者との協力・連携を図りながら，全庁的な体制の下で計画策定を進めました。

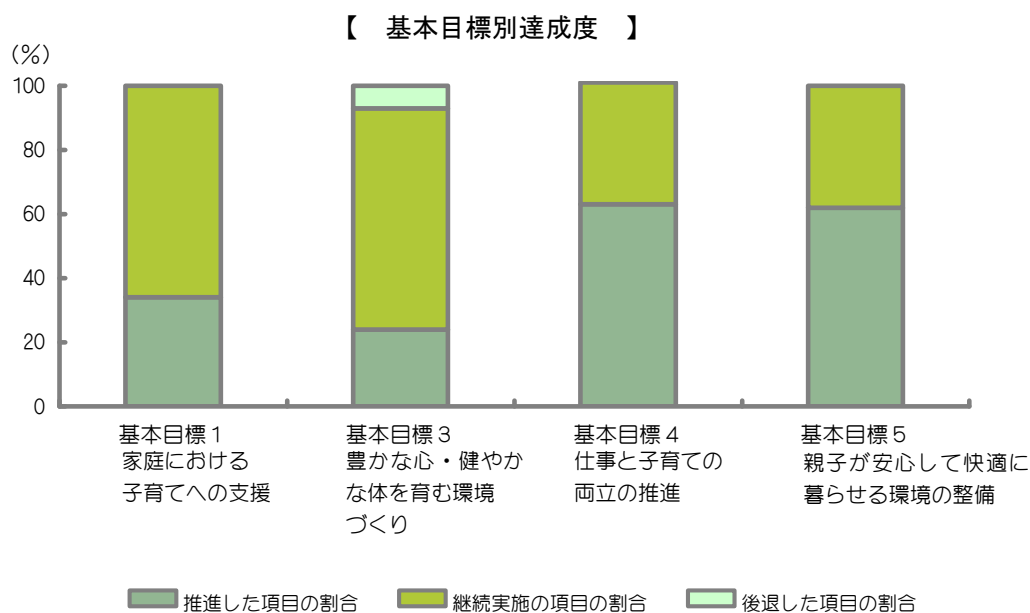
4 芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞の評価

本計画を策定するにあたり、子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するために取り組んできた芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞の評価を行うことで、その考え方や取組を子ども・子育て支援事業計画に包含し、今後の子ども・子育て支援事業を総合的に推進します。

(1) 芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞の評価・まとめ

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞では、5つの基本目標、21施策、322事業を推進してきました。この中には、国が指定する特定事業と本市が重点的に取り組むべき重点事業があります。

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞検証・総括で見ると、次のとおりです。

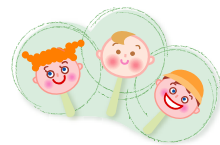


- ・基本目標2「母と子どもの健康の確保と増進」については芦屋市健康増進・食育推進計画に包括
- ・基本目標3のうち、「障害児施策の充実」については芦屋市障害者(児)福祉計画 第5次中期計画, 芦屋市第2期障害福祉計画に包括

※【評価点数基準】 5：とてもよくできている（大いに前進） 4：そこそこできている（少し前進）
 3：ふつう（以前と同じように継続実施） 2：あまりできていない（少し後退）
 1：ほとんどできていない（大いに後退）

上記評価点数基準に基づき、1・2：「後退した項目」、3：「継続実施の項目」、4・5：「推進した項目」として、項目数で構成割合を表示。また、基本目標別にすべての点数を加算し、項目数で平均点数を算出しました。





基本目標1：「家庭における子育てへの支援」 (3.41点/5点満点)

- 方向性 (1) 多様な子育て支援サービスの充実
- (2) 子育て支援のネットワークづくり
- (3) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (4) 子育て家庭への経済的支援

著しく推進したという項目はありませんが、全体として支援体制は緩やかに前進しました。事業等の周知方法にまだ検討の余地はあるものの、多様な形で周知・啓発活動を展開しており、一定の推進は評価できます。

利用しにくい事業や利用頻度が低い事業について、個々の点検を行い、いかに地域と連携し子育て支援を推進していくのが今後の検討課題です。

基本目標3：「豊かな心・健やかな体を育む環境づくり」 (3.14点/5点満点)

- 方向性 (1) 次代の親の育成
- (2) 家庭の教育力の向上
- (3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (4) 地域における子どもの居場所づくりの推進
- (5) 子どもの人権が尊重される取組の推進
- (6) 障害児施策の充実
- (7) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

相談事業、啓発、学習機会や居場所の確保等、推進できたかどうかの評価・検証が難しい内容が多く、他の基本目標と比較すると、評価点数と進捗率のどちらも低いという結果になっています。

今後も地域の中での公共施設等の活用を図り、関係団体との連携を深め、地域活動を通して、居場所づくりを推進し、多様化するニーズに対応していくことが求められています。

また、今のまま継続することで成果が期待できる事業か、見直しが必要な事業かどうかを検討し、支援体制の強化に努める必要があります。

基本目標4：「仕事と子育ての両立の推進」 (3.75点/5点満点)

- 方向性(1) 保育サービス等の推進
- (2) 仕事と子育ての両立を図るための意識啓発

全体的に前進している事業が多く見られます。

本市独自に設定した重点事業の一つ「保育サービス等の充実」が該当しており、一定の成果が得られています。しかし、事業の充実が更なるニーズを呼び込んでいることも否めず、通常保育事業における待機児童の解消等、本計画で引き続き対策を図っていく課題を残しています。

基本目標5：「親子が安心して快適に暮らせる環境の整備」 (3.77点/5点満点)

- 方向性(1) 良好な居住環境の確保
- (2) 子どもにやさしい環境の整備
- (3) 犯罪や事故から子どもを守るための環境の整備

平均評価点数が示すとおり、推進して充実している事業が多く見られます。

良好な居住環境の確保や、子どもにやさしい環境の整備、犯罪や事故から子どもを守るための環境の整備等、この数年間において、行政、地域ともに力を注いできた施策とも言え、建設部局との継続した事業への取組が必要とされています。

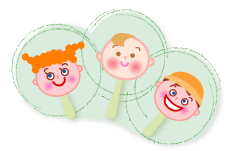
環境の整備については今後も地域、関係機関との連携を充実させ、子育て世帯にとって安全安心な体制づくりに努める必要があります。

資料：平成25年4月実施 芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>検証・総括を引用

【再掲】

- ・基本目標2「母と子どもの健康の確保と増進」については芦屋市健康増進・食育推進計画に包括
- ・基本目標3のうち、「障害児施策の充実」については芦屋市障害者(児)福祉計画 第5次中期計画、芦屋市第2期障害福祉計画に包括





(2) 子ども・子育て支援事業計画に定められている事業と芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>の特定事業・重点事業の関連

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>で推進してきた重点事業，国が指定した特定事業は本計画に引き継がれます。

No	子ども・子育て支援事業計画に定められている事業	関連個別計画 ※1	特定／重点 ※2	芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>					
				事業No ※3	事業名	策定時実績 (平成21年度実績)	平成24年度実績	平成26年度目標	
1	教育・保育	次世代	特定・重点	212	通常保育事業	定員756人/日・11か所	定員846人/日・13か所	定員936人/日・13か所	
2	時間外保育事業	次世代	特定・重点	214	延長保育事業	定員125人/日・11か所	定員155人/日・13か所	定員155人/日・13か所	
3	放課後児童健全育成事業	次世代	特定・重点	222	放課後児童健全育成事業 (放課後子どもプラン (クラブ型))	8か所10教室	8か所10教室 利用時間の延長	8か所10教室 利用時間の延長	
4	子育て短期支援事業	次世代	特定	3	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	6か所 (市内は1か所)	6か所 (市内は1か所)	7か所 (市内は1か所)	
5	地域子育て支援拠点事業	次世代	特定	44	つどいの広場事業	ひろば型	1か所	1か所	1か所
					「むくむく」 (地域子育て支援拠点事業)	センター型	0か所	1か所	1か所
6	一時預かり事業	次世代	特定・重点	5	一時預かり(一時保育)事業	4か所	5か所	6か所	
7	病児保育事業	次世代	特定・重点	216	病児・病後児保育事業	未実施	病後児： 定員3人/日・1か所	病後児： 定員3人/日・1か所	
8	子育て援助活動支援事業	次世代	特定・重点	2	ファミリー・サポート・センター事業	1か所：病後児預かりの試行実施	1か所：病後児預かりの試行実施	1か所：病後児預かりの本格実施	
9	妊婦健康診査	健康							
10	乳児家庭全戸訪問事業	健康							
11	養育支援訪問事業	次世代	重点	4	育児支援家庭訪問事業	実施	継続	継続	
12	その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	次世代		73	要保護児童対策地域協議会	実施 (年5回)	充実 (年5回、 個別ケース 検討会議57回)	継続	

- ※1 関連個別計画は，次世代：芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>，健康：芦屋市健康増進・食育推進計画を示しています。
- ※2 特定／重点は，特定：国が指定する特定事業，重点：本市が重点的に取り組むべき重点事業を示しています。
- ※3 事業Noは，芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>における個別事業番号です。
- * 「利用者支援事業」「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については新規事業です。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

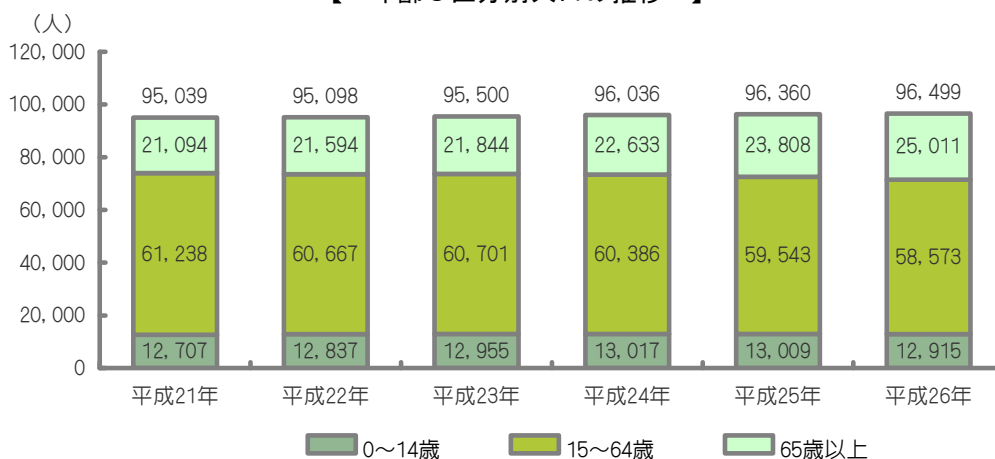
1 子どもの人口の現状

(1) 人口の推移

① 年齢3区分別人口の推移

人口は、年々増加しており、平成26年は96,499人です。そのうち、0～14歳の年少人口は、直近6年で13,000人前後と横ばいで推移しており、人口の約13%を占めています。

【 年齢3区分別人口の推移 】



資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年3月末日現在）

第1章

第2章

第3章

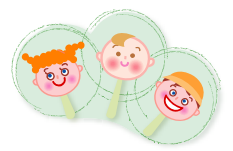
第4章

第5章

第6章

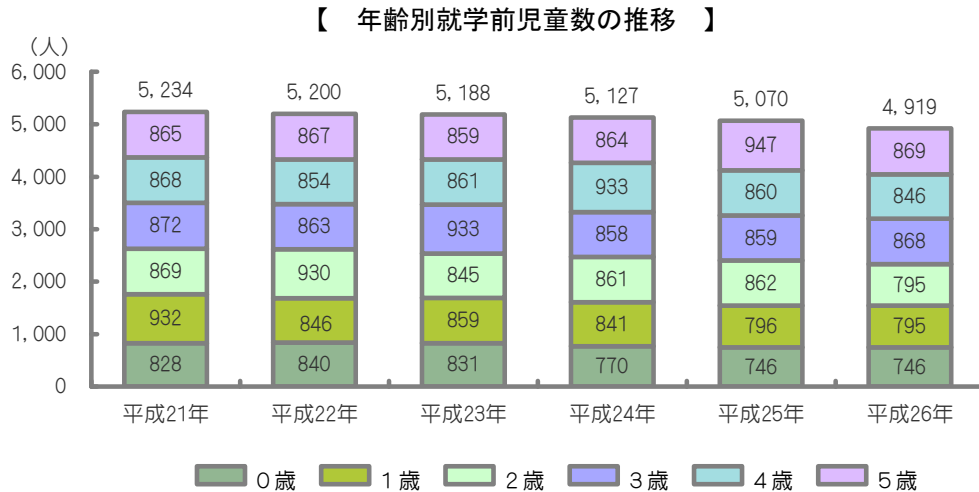
資料編





② 年齢別就学前児童数の推移

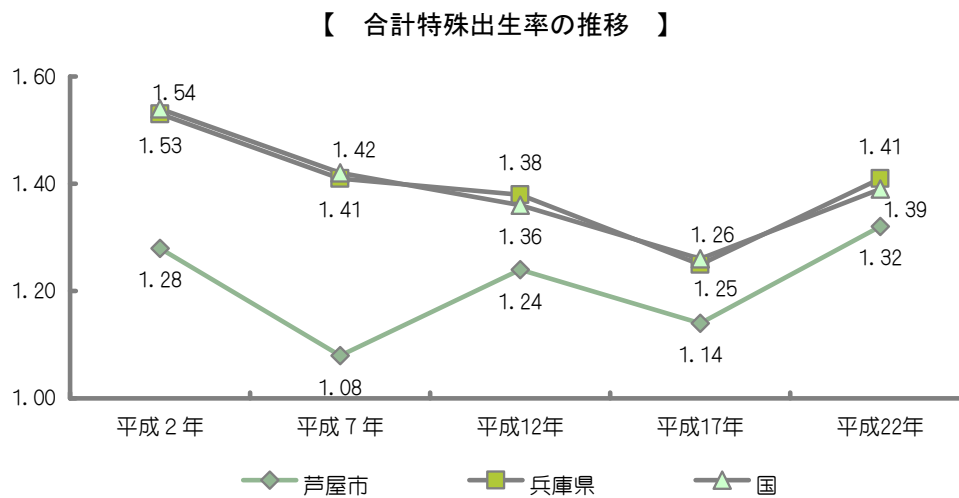
就学前児童数は年々減少しており、平成26年には4,919人となっています。年齢別で見ると、1歳で減少傾向が顕著となっています。



資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年3月31日現在）

③ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国や兵庫県の水準を下回って推移していますが、年々国や県の水準に近づいており、平成22年には約0.1ポイントの差となっています。

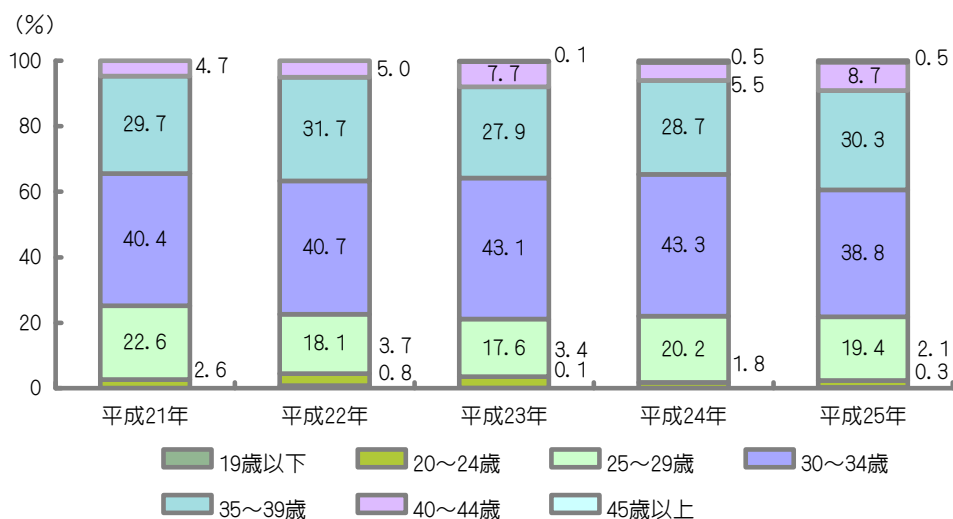


資料：兵庫県保健統計年報

④ 母親の年齢別出生割合の推移

母親の年齢別出生割合を見ると、30～34歳が約4割を占めています。

【 母親の年齢別出生割合の推移 】

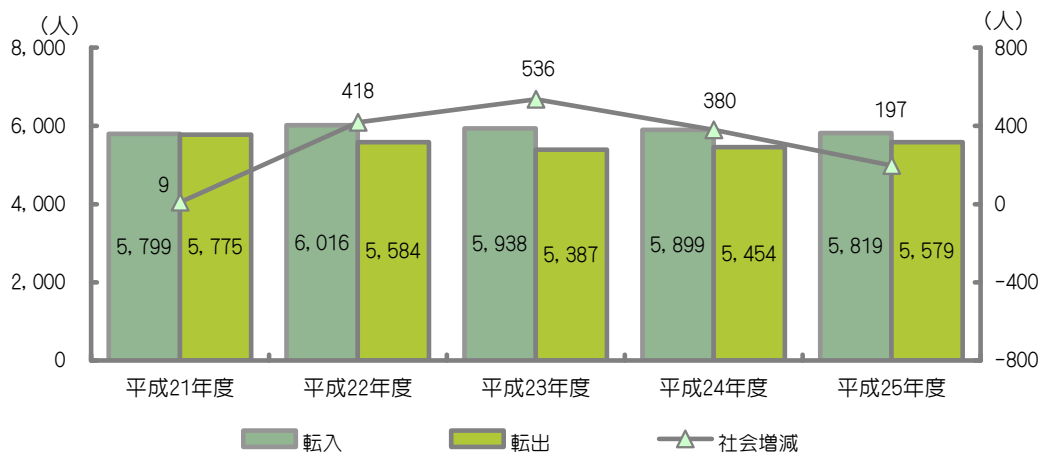


資料：兵庫県保健統計年報

⑤ 社会動態の推移

社会動態を見ると、直近5年では転入人口が転出人口を上回っており、平成25年度では197人の社会増となっています。

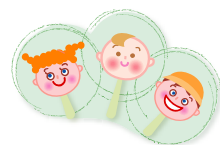
【 社会動態の推移 】



※ その他の増減（職権記載、住所設定、職権回復、帰化、転出取消、職権消除、国籍喪失等によるもの）は含まれていません。

資料：文書統計課（各年度3月末現在）





(2) 婚姻の動向

① 未婚率の推移

未婚率を見ると、男女共に晩婚化が進んでいることが分かります。全国、兵庫県と比較すると、30～39歳の男性を除き、未婚率は国や兵庫県より高くなっています。

【 未婚率の推移 】

	20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成7年	95.3%	93.6%	71.8%	58.7%	35.2%	25.5%	15.6%	14.4%
平成12年	95.8%	92.8%	68.1%	59.5%	36.8%	31.0%	19.7%	18.7%
平成17年	96.8%	94.8%	73.8%	66.6%	38.3%	33.7%	20.3%	21.3%
平成22年	97.6%	95.5%	73.1%	68.4%	40.1%	35.3%	24.9%	24.7%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【 未婚率（平成22年）の全国・兵庫県との比較 】

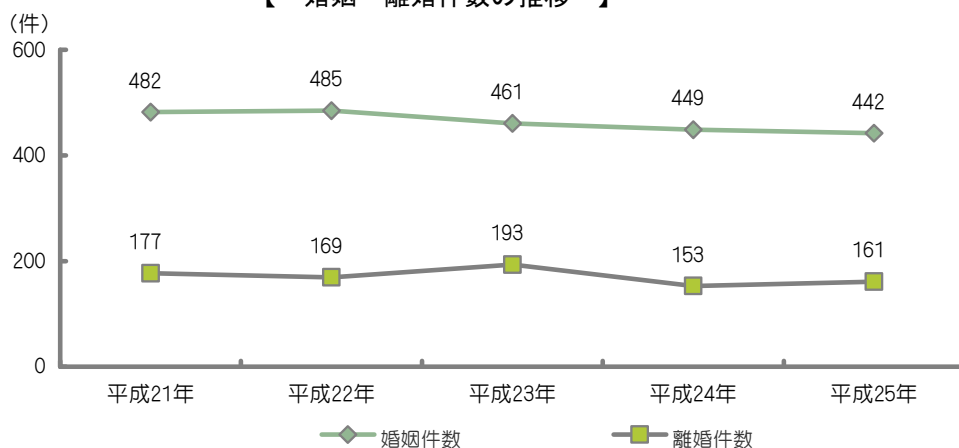
	20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
芦屋市	97.6%	95.5%	73.1%	68.4%	40.1%	35.3%	24.9%	24.7%
兵庫県	91.8%	89.2%	68.9%	60.7%	43.8%	34.6%	31.7%	22.5%
全国	91.4%	87.8%	69.2%	58.9%	46.0%	33.9%	34.8%	22.7%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は年々減少傾向にあり、平成25年には442件と、平成21年に比べて40件少なくなっています。

【 婚姻・離婚件数の推移 】



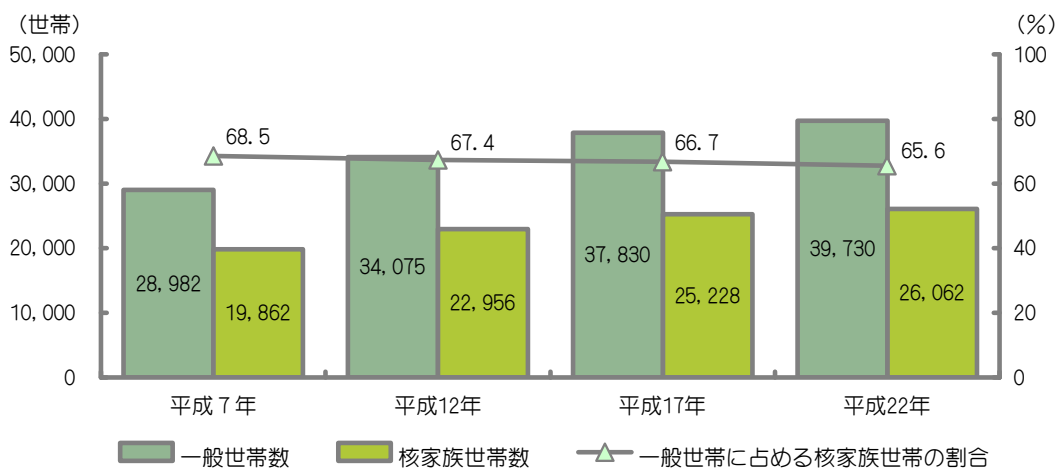
資料：兵庫県保健統計年報

(3) 世帯の推移

① 核家族世帯数等の推移

転入人口の増加に伴う世帯数の増加が予想され、核家族世帯数についても年々増加しています。

【 核家族世帯数等の推移 】

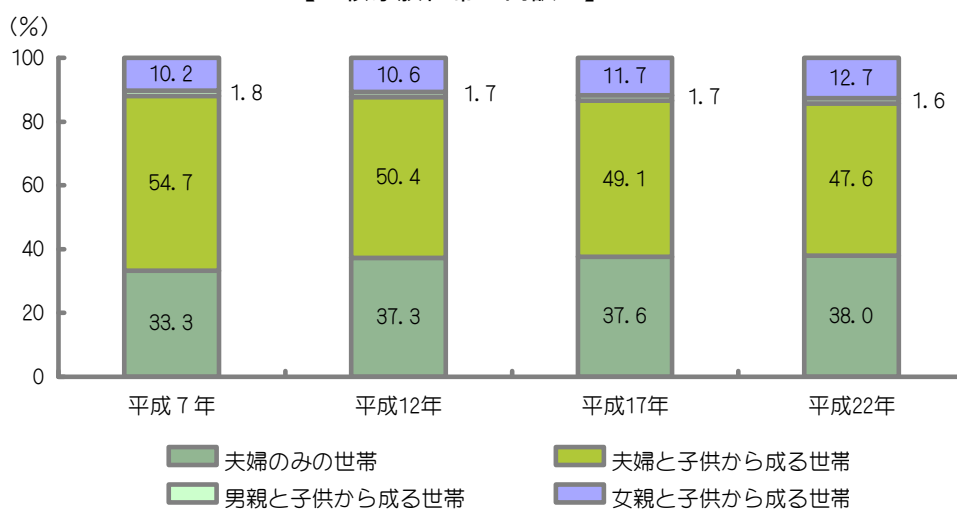


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 核家族世帯の内訳

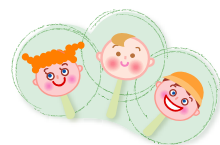
核家族世帯の内訳を見ると、夫婦のみの世帯の割合が年々高くなっており、少子高齢化により子どものいない世帯の増加が予想されます。

【 核家族世帯の内訳 】



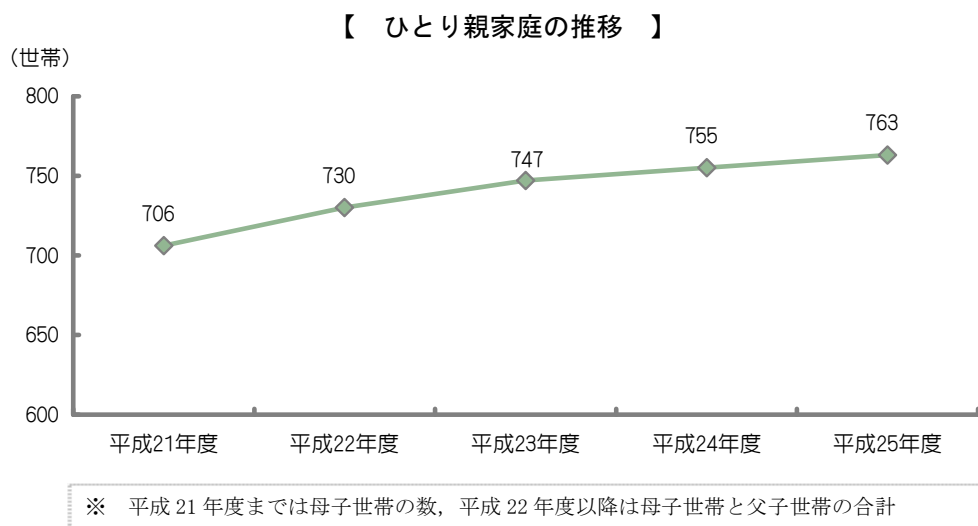
資料：国勢調査（各年10月1日現在）





③ ひとり親家庭の推移

ひとり親家庭の推移を見ると、年々増加しており、今後も引き続きひとり親家庭の増加が予想されます。



資料：事務報告書（各年度 3 月末現在）

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

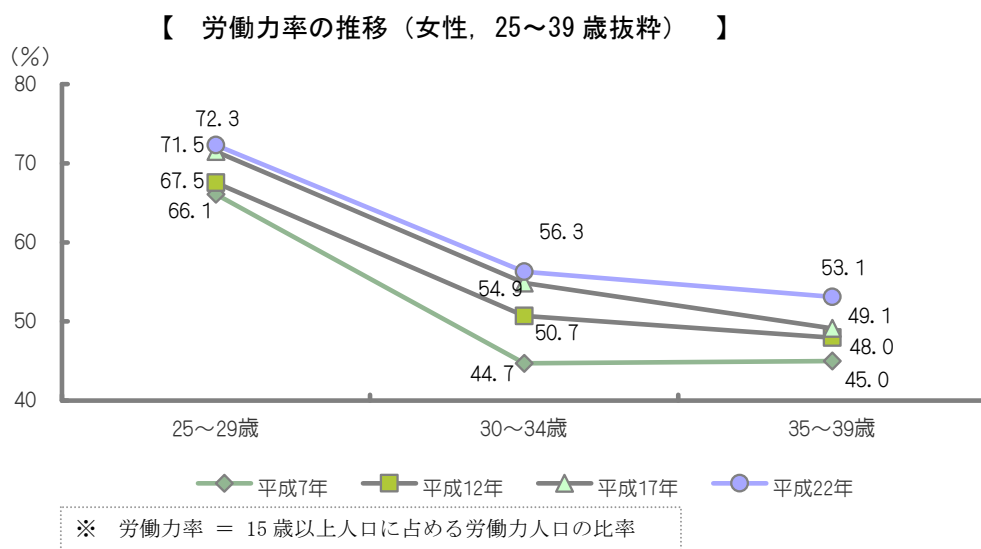
第 6 章

資料編

(4) 就労状況

① 女性の労働力率の推移

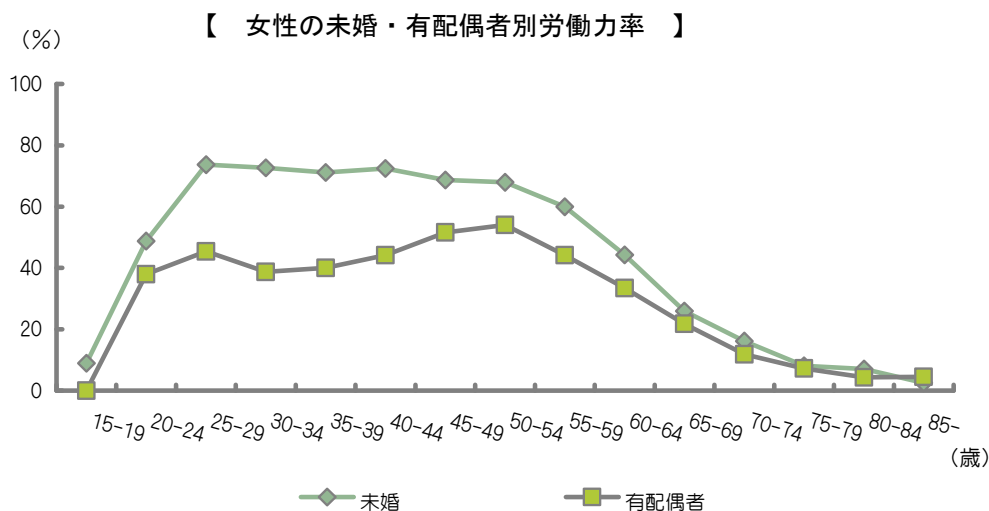
女性の労働力率は、どの世代も年々上昇しているものの、一般的に結婚や出産、育児の時期が集中すると思われる20歳代後半から30歳代前半にかけて落ち込んでおり、その傾きに大きな変化は見られません。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

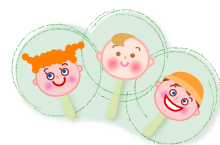
② 女性の未婚・有配偶者別労働力率

女性の労働力率を未婚・有配偶者別に見ると、出産・育児期にあたる25～44歳で大きく違いが見られ、30ポイント程度の差が開いています。



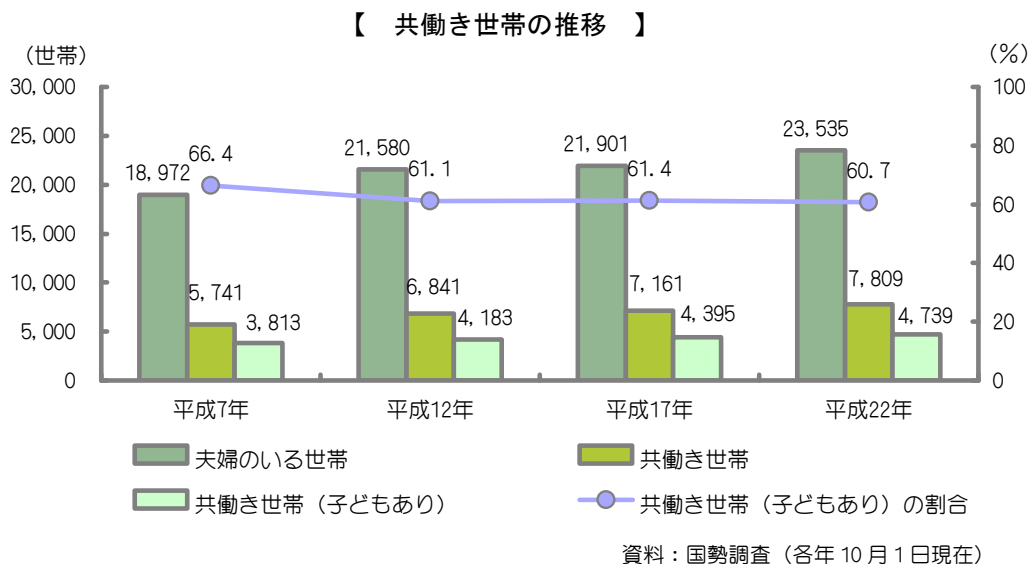
資料：国勢調査（各年10月1日現在）





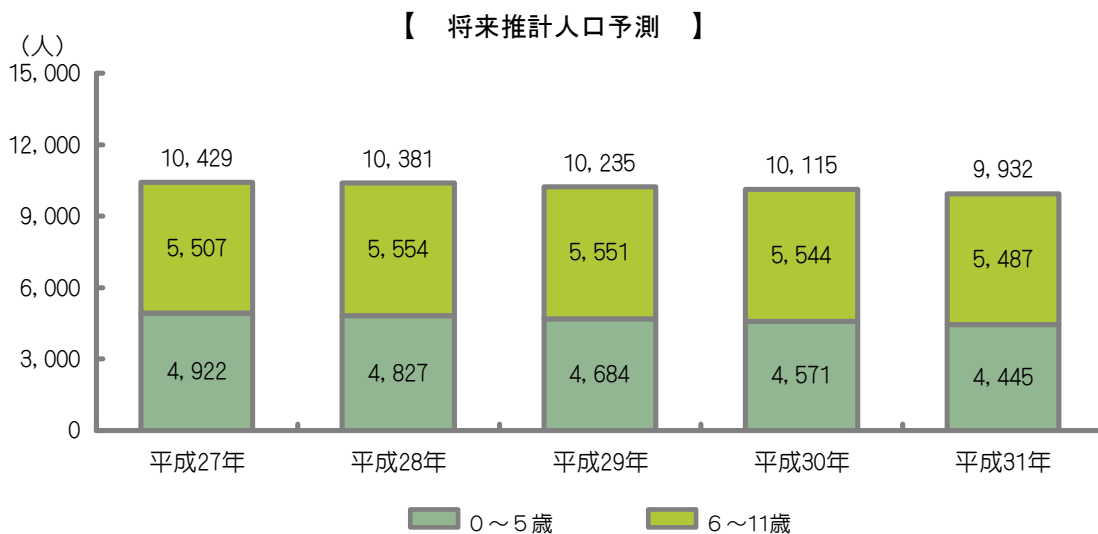
③ 共働き世帯の状況

共働き世帯は年々増加しており、子どもがいる共働き世帯は平成 22 年で 4,739 世帯あり、平成 7 年から約 1.2 倍に増加しています。



④ 将来推計人口予測

0～11 歳までの将来推計人口は、年々減少傾向で、平成 31 年には 9,932 人と予測されていることから、平成 27 年に対して、500 人程度減少する見込みです。



2 教育・保育施設の現状

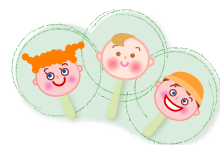
① 幼稚園

市立幼稚園が9園、私立幼稚園が4園あります。

	施設名	所在地	保育時間		預かり保育	定員
			開始	終了		
市立	精道幼稚園	川西町11-10	8:50	弁当日（週3日） 14:30 弁当日以外 11:50	通常保育後～16:30 三季休業中 9:00～16:30	175人
	宮川幼稚園	浜町1-20				210人
	岩園幼稚園	岩園町24-3				140人
	小槌幼稚園	打出小槌町15-7				175人
	朝日ヶ丘幼稚園	朝日ヶ丘町10-3				210人
	西山幼稚園	西山町22-15				140人
	伊勢幼稚園	伊勢町13-14				210人
	潮見幼稚園	潮見町1-3				175人
	浜風幼稚園	浜風町1-2				175人
私立	芦屋大学附属幼稚園	六麓荘町16-3	8:30	月～金 13:30 4月及び行事により11:30	13:30～17:30 夏期預かり保育あり	170人
	愛光幼稚園	公光町2-10	8:30	月 11:30 火～金 14:00 第3日曜 10:00	7:30～8:30 通常保育後～18:00 長期休業中 7:30～18:00	100人
	芦屋甲陽幼稚園	大原町20-6	9:00	月・金 11:45 火～木 14:00 日 10:15	月～金 通常保育後～17:00	80人
	芦屋みどり幼稚園	翠ヶ丘町9-5	8:30	月・木 12:15 火・水・金 14:30	火・水 通常保育後～16:30	160人

平成26年4月1日現在





② 保育所

市立保育所が6か所，私立保育園が9か所あります。

	施設名	所在地	保育時間		延長保育	一時預かり	定員
			開始	終了			
市立	精道保育所	精道町9-16	7:30	18:00	18:00~19:00		90人
	打出保育所	宮川町4-10					90人
	大東保育所	新浜町8-1					60人
	岩園保育所	岩園町2-18					60人
	緑保育所	緑町2-4					80人
	新浜保育所	新浜町1-1					100人
私立	さくら保育園	大榎町2-15	7:30	18:00	18:00~19:00	実施	45人
	芦屋こばと保育園	若宮町3-17				実施	30人
	あゆみ保育園	東山町30-3					21人
	浜風夢保育園	浜風町1-1			7:00~7:30 & 18:00~20:00	実施	60人
	山手夢保育園	東芦屋町6-10				実施	120人
	夢咲保育園 (22年度開園)	春日町21-8			18:00~19:00	実施	60人
	蓮美幼児学園 芦屋川ナーサリー (24年度開園)	東芦屋町6-22					30人
	蓮美幼児学園 芦屋山手ナーサリー (25年度開園)	山手町11-8					78人
	芦屋こばとぼっぼ保育園 (26年度開園)	若宮町3-18					71人

平成 26 年 4 月 1 日現在

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

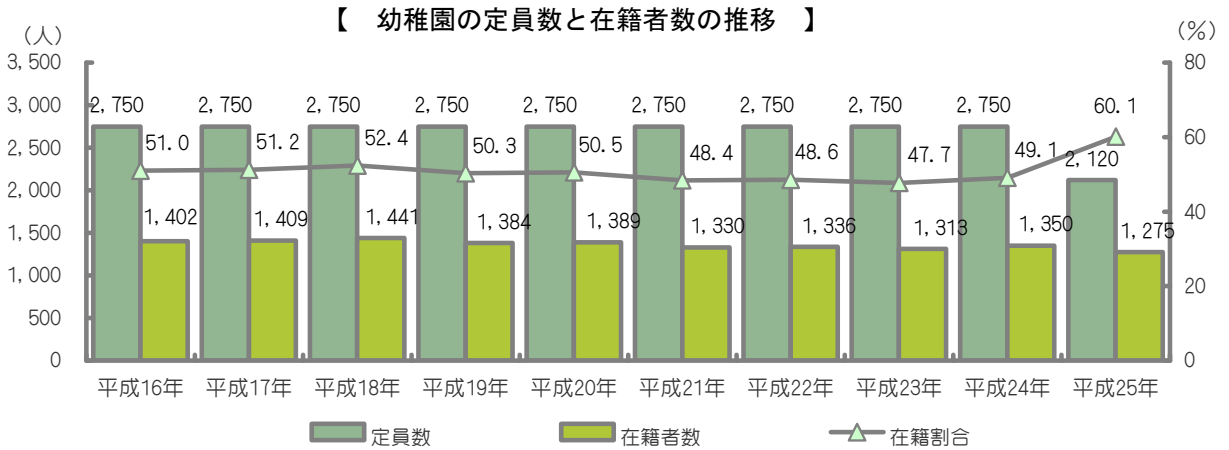
第6章

資料編

(1) 幼稚園の状況

① 幼稚園の定員数と在籍者数の推移

幼稚園の在籍者数は、緩やかに減少傾向にあります。なお、平成25年度の定員数の減少は、預かり保育の部屋数の増加により、定数を変更したものです。

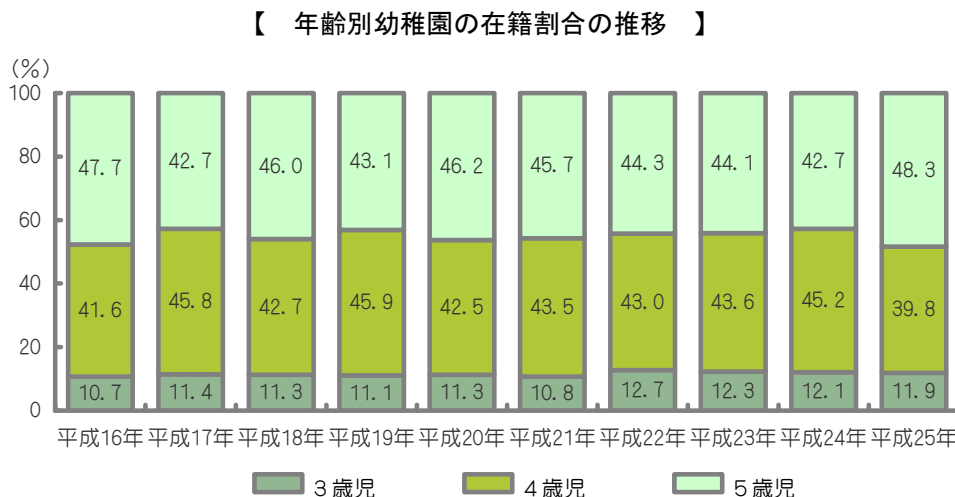


※ 入園率：在籍者数/定員数

資料：管理課（各年5月1日現在）

② 年齢別幼稚園の在籍割合

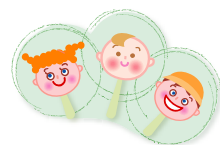
年齢別幼稚園の在籍割合は、平成16年以降ほぼ横ばいで、3歳児が1割程度となっており、4歳児と5歳児が同程度の割合で推移しています。



※ 在籍割合：幼稚園の年齢別の在籍者数/幼稚園の在籍者総数

資料：管理課（各年5月1日現在）



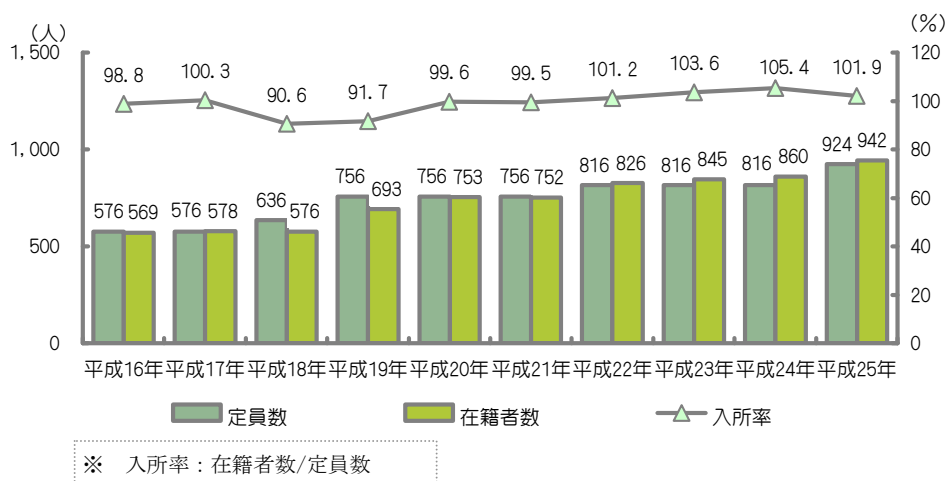


(2) 保育所の状況

① 保育所の定員数と在籍者数の推移

保育所の定員枠を増やしてきているものの在籍者も増加しており、平成22年以降入所率は100%を超えています。

【 保育所の定員数と在籍者数の推移 】

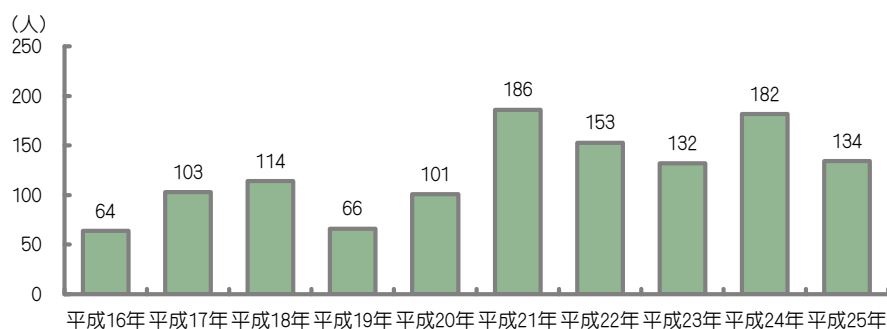


資料：保育課（各年4月1日現在）

② 入所待ち児童数の推移

年度始めの入所待ち児童は平成16年以降、常に生じており、平成25年では134人となっています。

【 入所待ち児童数の推移 】

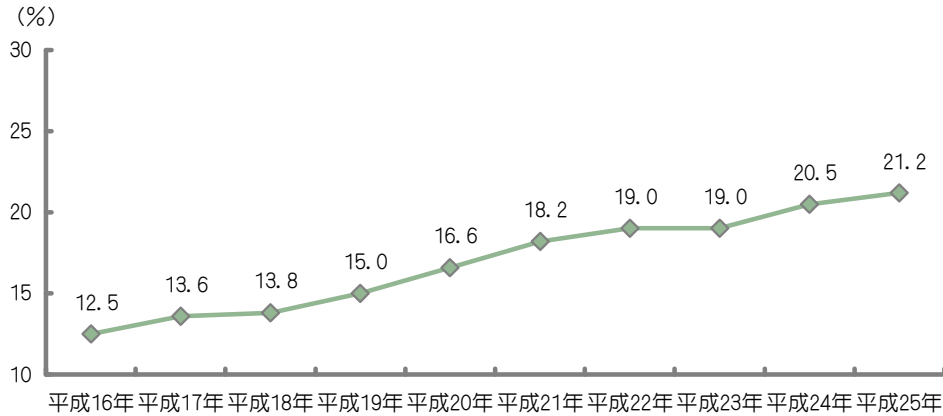


資料：保育課（各年4月1日現在）

③ 保育需要率の推移

就学前児童数に対する要保育児童数の割合を示した保育需要率は、平成16年以降、年々増加しています。

【 保育需要率の推移 】

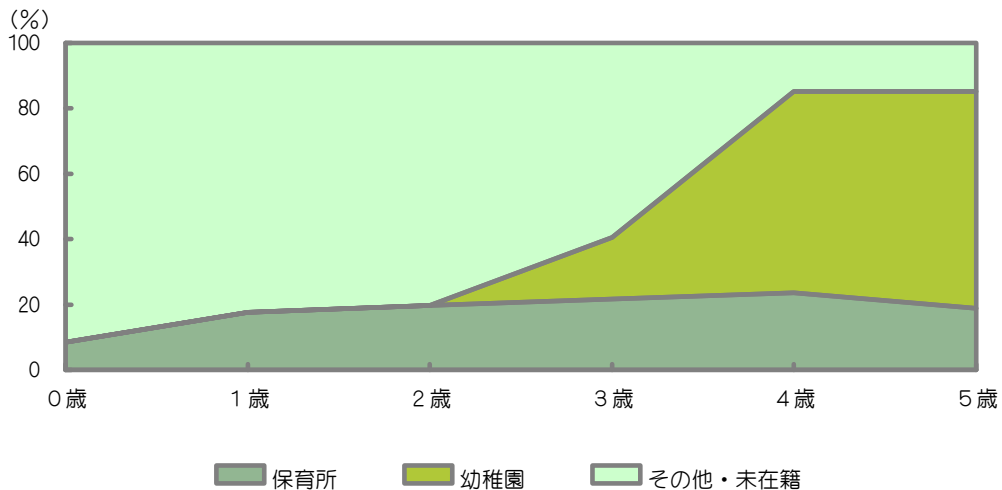


資料：保育課（各年4月1日現在）

(3) 各歳児の施設在籍状況

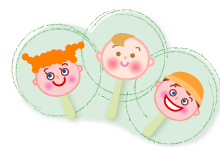
保育所の各歳児の施設在籍割合は、各年齢とも2割程度を占めています。一方で、幼稚園については、2歳から徐々に増え、4・5歳では、6～7割程度を占めています。

【 各歳児の施設在籍状況 】



資料：保育課・管理課（平成25年4月末現在）





(4) グループ型家庭的保育事業（本市独自事業）

平成 25 年度から、入所待ち児童の大部分を占める 1・2 歳児の受入れを進めるため、グループ型家庭的保育事業を始めています。

施設名	所在地	受入時間		時間外の有無	休日保育	時間預かり	乳児の受入	定員
		開始	終了					
ポピンズ家庭的保育室芦屋	楠町 8-16 ハイネス山下 1F	7:30	18:00	無	無	無	有	15 人
蓮美幼児学園 芦屋竹園プリメール	竹園町6-3			無	無	無	有	15 人

資料：保育課（平成 26 年 3 月末現在）

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

資料編

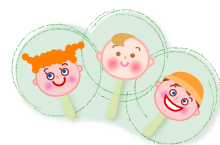
(5) 認可外保育施設の現状

兵庫県に届出をしている認可外保育施設が 16 施設あります。

施設名	所在地	受入時間		時間外の有無	休日保育	時間預かり	乳児の受入	定員
		開始	終了					
夢希望チャイルドパークあしやえん	西山町13-3 芦屋ビル 1F, 2F	7:30	19:00	有	無	有	有	63人
芦屋キッズアカデミー	船戸町12-12	8:00	17:00	有	無	有	有	28人
アシアキンダーハウス	山芦屋町24-13	9:00	17:00	有	無	有	無	60人
幼児教室ももたろう	川西町4-22-201	9:30	14:00	有	無	無	無	67人
キンダーキッズ インターナショナル スクール芦屋校	楠町11-24	7:45	18:15	有	無	無	無	115人
あおぞら幼児教室	前田町3-6	9:40	14:30	有	無	無	無	26人
キッズランド きらきら	打出町1-6, 2F	9:00	18:00	有	無	有	無	18人
芦屋キンダーガルデンSTEPS	松ノ内町1-10	10:00	16:00	有	無	無	無	60人
エムアイピースシア	陽光町4-1	8:30	17:00	無	無	有	無	30人
モンテッソーリ幼児 教室「芦屋こどもの家」	東芦屋町5-3	9:00	17:00	無	無	有	有	28人
ぴーすらんど	公光町7-12	9:00	18:00	無	有	有	有	26人
JR芦屋キッズルーム	船戸町1-32	7:30	21:00	無	有	有	有	40人
キッズライフスキル	業平町7-27	9:00	19:00	有	無	有	無	19人
茶屋保育園	茶屋之町5-15	9:00	18:00	有	無	有	有	79人
チャイルドルーム こどもの森芦屋	大原町28-1 パーティ芦屋2F	7:00	20:00	無	無	有	有	27人
HANA保育園	朝日ヶ丘町24-7	8:00	18:00	無	無	無	有	20人

資料：こども政策課（平成26年3月末現在）





3 主な地域の子育て支援の現状

① 時間外保育事業（延長保育事業）

通常保育の利用者に対し，通常の保育時間を超えて延長して保育を行っています。

ア 施設一覧

		施設名	
市立	精道保育所	私立	さくら保育園
	打出保育所		芦屋こぼと保育園
	大東保育所		あゆみ保育園
	岩園保育所		浜風夢保育園
	緑保育所		山手夢保育園
	新浜保育所		夢咲保育園（平成 22 年度開園）
			蓮美幼児学園芦屋川ナーサリー（平成 24 年度開園）
			蓮美幼児学園芦屋山手ナーサリー（平成 25 年度開園）

イ 施設数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	11 か所	12 か所	12 か所	13 か所	14 か所

ウ 利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	2,815 人	2,999 人	2,786 人	3,305 人	3,786 人
延べ日数	24,362 日	25,702 日	24,408 日	28,732 日	33,440 日

資料：事務報告書（各年度 3 月末現在）

② 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）

保護者の就労等のため、放課後、家庭での保護を受けることのできない小学1～3年生の健全育成を図るため、受入れを実施しています。

ア 学級数

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
学 級 数	10カ所	10カ所	10カ所	10カ所	11カ所

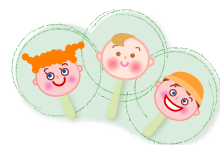
イ 利用状況

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
児 童 数	360人	345人	371人	405人	423人
月初登録児童数	339人	323人	353.7人	394.9人	369人
土曜利用者数	59人	58人	73.1人	71.9人	65人
延長利用者数		24人	67.6人	94.6人	99人

※ 月初登録児童数、土曜利用者数、延長利用者数は月平均児童数

資料：事務報告書（各年度3月末現在）





ウ 学級別利用状況

学級名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	学級再編 状況
ひまわり ひかり (精道)	月初登録児童数	40人	42人	31.5人	32.9人	52人	ひまわり
	土曜利用者数	6人	7人	6.6人	5.9人	8人	
	延長利用者数	-	3人	5.9人	9.4人	19人	
ひまわり つばさ (精道)	月初登録児童数	26人	23人	29.8人	23.3人		
	土曜利用者数	1人	2人	1.4人	3.0人		
	延長利用者数	-	1人	4.4人	7.0人		
なかよし さくら (宮川)	月初登録児童数	26人	26人	33.6人	29.1人	22人	
	土曜利用者数	9人	8人	11.5人	10.8人	4人	
	延長利用者数	-	5人	9.2人	7.3人	5人	
なかよし ひつじ (宮川)	月初登録児童数	34人	36人	29.5人	37.4人	33人	
	土曜利用者数	7人	5人	5.4人	7.4人	7人	
	延長利用者数	-	2人	2.5人	6.6人	11人	
わんぱく (山手)	月初登録児童数	41人	37人	35.8人	46.4人	41人	
	土曜利用者数	7人	4人	6.8人	5.6人	7人	
	延長利用者数	-	4人	7.9人	9.5人	8人	
すぎのこ (岩園)	月初登録児童数	37人	32人	36.6人	50.5人	57人	
	土曜利用者数	12人	7人	7.1人	8.4人	9人	
	延長利用者数	-	5人	8.3人	12.6人	12人	
やまのこ (朝日ヶ丘)	月初登録児童数	33人	24人	31.4人	32.7人	28人	
	土曜利用者数	4人	5人	3.1人	1.5人	0人	
	延長利用者数	-	-	8.2人	9.0人	7人	
しおかぜ (潮見)	月初登録児童数	40人	34人	39.0人	48.9人	32人	しおかぜ くじら
	土曜利用者数	10人	8人	8.1人	8.0人	3人	
	延長利用者数	-	5人	9.3人	10.5人	6人	
はまゆう (打出浜)	月初登録児童数	34人	35人	43.6人	49.9人	35人	はまゆう かもめ
	土曜利用者数	3人	9人	15.6人	10.5人	9人	
	延長利用者数	-	-	8.5人	14.3人	13人	
らいおん (浜風)	月初登録児童数	29人	36人	42.5人	43.5人	32人	はまゆう なぎさ
	土曜利用者数	1人	3人	7.5人	10.5人	9人	
	延長利用者数	-	-	3.0人	8.1人	7人	
計	児童数	360人	345人	371人	405人	423人	
	月初登録児童数	339人	323人	353.7人	394.9人	398人	
	土曜利用者数	59人	58人	73.1人	71.9人	70人	
	延長利用者数	-	24人	67.6人	94.6人	109人	

※ 月平均児童数

資料：事務報告書（各年度3月末日現在）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

③ 子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）

保護者の仕事，疾病，出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に，児童福祉施設において一定期間，養育及び保護を行っています。

ア 施設一覧

施設種別	施設名	所在地
児童養護施設	子供の家	尼崎市若王寺
児童養護施設	三光塾	西宮市小松西町
児童養護施設	善照学園	西宮市山口町船坂
児童養護施設	小松のぞみの家	西宮市小松西町
児童養護施設	神愛子供ホーム（平成 25 年度から）	神戸市東灘区住吉山手
児童養護施設	愛神愛隣舎（平成 25 年度から）	神戸市灘区泉通
児童養護施設	双葉学園（平成 25 年度から）	神戸市灘区鶴甲
児童養護施設	神戸真生塾（平成 25 年度から）	神戸市中央区中山手通
乳児院	明石乳児院	明石市大久保町大窪
乳児院	伊丹乳児院	伊丹市北野
乳児院	真生乳児院（平成 25 年度から）	神戸市中央区中山手通
乳児院	御影乳児院（平成 25 年度から）	神戸市東灘区御影町
知的障がい児施設（※）	三田谷学園	芦屋市楠町

※ 知的障がい児施設については子育て短期支援事業の補助対象施設ではないため，イ及びウには含まれません。

（平成 26 年 3 月末現在）

イ 施設数

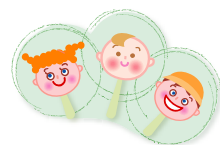
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	12 か所

ウ 利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用日数	0 日	12 日	14 日	17 日	47 日
利用者数	0 人	2 人	3 人	4 人	7 人

資料：こども課（各年度 3 月末現在）





④ 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業「むくむく」「ぷくぷく」「もこもこ」）

子育て支援サービス等に関する情報提供、子育てについての相談及び助言を行う窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊べる場を提供しています。「むくむく」は、子育てセンターの中にあり、子育て支援の拠点となっています。出張ひろばとして「ぷくぷく」「もこもこ」を実施し、子育ての輪を広げています。

ア 施設一覧

施設名	場所
むくむく	子育てセンター
ぷくぷく（平成 23 年度から）	ウィザスあしや
もこもこ（平成 25 年度から）	上宮川文化センター

イ 施設数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所	3 箇所

ウ 利用状況（むくむく）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施回数	239 回	242 回	242 回	239 回	243 回
延べ人数	6,912 人	20,925 人	24,331 人	25,139 人	25,179 人

※ 延べ人数は、保護者と子どもの合計数

エ 利用状況（ぷくぷく）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施回数			75 回	89 回	40 回
延べ人数			3,334 人	5,052 人	1,588 人

※ 延べ人数は、保護者と子どもの合計数

オ 利用状況（もこもこ）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施回数					49 回
延べ人数					1,734 人

※ 延べ人数は、保護者と子どもの合計数

資料：事務報告書（各年度 3 月末現在）

⑤ 幼稚園における一時預かり事業（市立幼稚園預かり保育）

園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、平成25年度より市立幼稚園全園において、在園児を対象に教育時間後等に保育する預かり保育を実施しています。

ア 施設一覧

施設名	
精道幼稚園（平成25年度から）	宮川幼稚園（平成25年度から）
岩園幼稚園（平成25年度から）	小槌幼稚園
朝日ヶ丘幼稚園	西山幼稚園（平成25年度から）
伊勢幼稚園（平成25年度から）	潮見幼稚園
浜風幼稚園（平成25年度から）	

イ 施設数

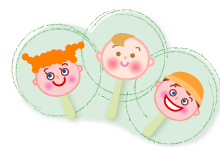
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
施設数			3カ所	3カ所	9カ所

ウ 利用状況（延べ人数）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数			5,491人	8,050人	20,913人

資料：管理課（各年度3月末現在）





⑥ 保育所における一時預かり事業（一時保育事業）

保護者の仕事，疾病，出産，冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育所で一時預かりを実施しています。

ア 施設一覧

施設名	
さくら保育園	山手夢保育園
芦屋こばと保育園	夢咲保育園（平成 22 年度開園）
浜風夢保育園	

イ 施設数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	4 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所

ウ 利用状況（延べ人数）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
非定型保育	5,478 人	5,792 人	6,273 人	5,130 人	4,337 人
緊急保育	1,113 人	1,869 人	1,438 人	1,229 人	940 人
合計	6,591 人	7,661 人	7,711 人	6,359 人	5,277 人

※ 非定型保育（保護者の仕事，職業訓練及び就学等により平均週 3 日を限定として継続的に家庭保育が困難になる就学前の子ども。）

※ 緊急保育（保護者の傷病，災害，事故，出産（産前 1 か月 産後 1 か月），看護，介護等の社会的にやむを得ない理由により緊急・一時的に家庭保育が困難となる就学前の子ども。）

資料：事務報告書（各年度 3 月末現在）

⑦ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない際に、子育て社会のセーフティネットの一つとして実施しています。病後児保育については平成22年4月から、また、病児保育については平成25年7月から芦屋病院内において実施しています

ア 施設数

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
施設数		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

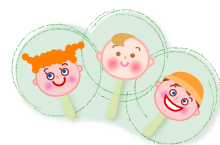
イ 利用状況

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
1日あたり定員		3人	3人	3人	4人
年間利用延べ人数		12人	44人	22人	146人
内訳		病後児	44人	22人	8人
		病児			

※ 平成25年度の定員は7月から、延べ人数は3月末現在

資料：保育課（各年度3月末現在）





⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動で、依頼会員は小学校6年生までの子どもを持つ保護者とします。

ア 施設数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

イ 会員数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依頼会員	821 人	871 人	906 人	598 人	693 人
提供会員	191 人	217 人	246 人	242 人	243 人
両方会員	86 人	88 人	94 人	85 人	84 人
合計	1,098 人	1,176 人	1,246 人	925 人	1,025 人

ウ 活動状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育施設の保育開始時や 保育終了後の子どもの預かり	1,351 回	1,726 回	1,965 回	1,551 回	1,534 回
保育施設までの送迎	37 回	83 回	178 回	566 回	610 回
学童保育終了後の子どもの 預かり	941 回	756 回	343 回	169 回	122 回
学校の放課後の子どもの 預かり	454 回	386 回	255 回	179 回	222 回
冠婚葬祭や他の子どもの 学校行事の際の子どもの 預かり	10 回	15 回	5 回	10 回	8 回
買い物等外出の際の子ど もの預かり	246 回	215 回	123 回	140 回	137 回
その他	1,659 回	1,294 回	1,464 回	1,853 回	2,163 回
合計	4,698 回	4,475 回	4,394 回	4,468 回	4,796 回

資料：事務報告書（各年度3月末現在）

⑨ 妊婦健康診査（妊婦健康診査費助成事業）

妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、母子手帳の交付を受けた方・本市に転入された方を対象とし、妊婦健康診査にかかった費用を14回分まで助成を行っています。平成25年度の増加は、受診券での助成を開始したことにより、重複の人数を含むためです。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
助成者数	873人	767人	855人	803人	1,504人

資料：事務報告書（各年度3月末現在）

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

妊産婦・新生児・乳幼児を対象に助産師、保健師等が家庭訪問をして子育て等の助言や相談を行っています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問件数	643件	812件	741件	731件	736件
うち新生児訪問件数	62件	51件	47件	14件	11件

資料：事務報告書（各年度3月末現在）

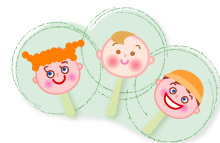
⑪ 養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

乳児家庭全戸訪問事業で判明した支援の必要な家庭に対し、育児支援家庭訪問事業を実施し、保健師やヘルパーが訪問します。その事業が効果的に実施されるように定期的に担当者による連絡会を行い、連携を図っています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
世帯数	2世帯	3世帯	1世帯	1世帯	1世帯
訪問回数	3回	15回	1回	15回	7回

資料：こども課（各年度3月末現在）





⑫ その他要支援児童，要保護児童等の支援に資する事業

子どもの虐待，非行等保護を要する子どもや出産前から子どもの養育に支援が必要と思われる妊婦等に関する諸問題について，関係機関が連携して組織的に対応し，当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図っています。

ア 要保護児童対策地域協議会 個別ケース検討会議 実施状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
検討件数	26 件	48 件	43 件	29 件	22 件
開催回数	36 回	42 回	59 回	57 回	47 回

イ 家庭児童相談室の相談状況

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
養護	児童虐待相談	92 件	62 件	78 件	80 件	100 件
	その他の相談	52 件	78 件	79 件	70 件	125 件
保健相談		0 件	5 件	2 件	3 件	0 件
障害	肢体不自由相談	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	視聴覚障害相談	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件
	言語発達障害等相談	3 件	8 件	2 件	0 件	3 件
	重症心身障害相談	0 件	0 件	0 件	1 件	2 件
	知的障害相談	4 件	1 件	2 件	1 件	8 件
	自閉症等相談	10 件	10 件	6 件	6 件	8 件
非行	＜犯行為等相談	8 件	6 件	8 件	3 件	7 件
	触法行為等相談	0 件	2 件	3 件	4 件	1 件
育成	性格行動相談	56 件	48 件	37 件	43 件	38 件
	不登校相談	24 件	18 件	16 件	23 件	18 件
	適性相談	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件
	育児・しつけ相談	42 件	32 件	57 件	62 件	54 件
	その他の相談	6 件	3 件	3 件	6 件	8 件
計		298 件	273 件	293 件	303 件	374 件

資料：事務報告書（各年度3月末現在）

ウ 民生委員・児童委員数、主任児童委員数及び相談状況

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
民生委員・児童委員数	112人	112人	112人	112人	115人
主任児童委員数	4人	4人	4人	4人	5人
児童に関する相談件数	531件	398件	556件	816件	795件

資料：地域福祉課（各年度3月末現在）

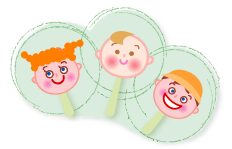
エ その他機関での相談状況

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
打出教育文化センター	354件	604件	591件	800件	850件
教育相談	348件	589件	583件	770件	811件
一般教育相談	6件	15件	8件	30件	39件
青少年愛護センター	14件	30件	17件	11件	22件
カウンセリングセンター	167件	354件	405件	429件	404件
母子・父子家庭相談	767件	809件	743件	683件	731件

資料：事務報告書（各年度3月末現在）

※教育相談：面接による相談
一般教育相談：電話による相談





第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての子どもは、これからの社会を担う大切な存在です。子ども一人一人が心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、すべての市民に共通する願いでもあります。

また、「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、すべての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。

親にとって、子どもの成長を見守り、育てていくことは何ものにも代えがたい大きな喜びともなるものであり、責任と愛情のある子育てを通じて、子どもの成長とともに親も成長できるように、社会全体で子育て家庭を優しく見守り、支援していくことが大切です。

また、本市では、第4次芦屋市総合計画において「人と人がつながって新しい世代につながる」という基本方針を掲げ「地域で安心して子育てができていく」まちを目標としています。その実現のためにも、行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力を図り、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを築いていかなければなりません。

子ども・子育て支援及び次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、すべての子どもが健やかに成長することを願い、子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が保障されるまちづくりを目指し、以下の理念を掲げます。

みんなで育てる芦屋っ子

～ あすを担うすべての子どもが
しあわせに育つための
やさしいまちづくり ～

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

2 基本的な視点

(1) 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来を創る力です。そのためにも、子どもが、家族の愛情を受け、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

(2) 親としての育ちの視点

子どもが健やかに育つためには、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが必要です。

そのために、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

(3) 地域での支え合いの視点

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

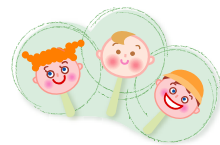
地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために子どもの見守りや子育てを支え合うことができるような地域を目指します。

(4) 子育て環境の充実の視点

妊娠・出産期から幼児期の教育・保育に至るまで、子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じて、子ども・子育て支援の充実を図ることが必要です。

「児童の権利に関する条約」にうたわれている子どもの生命と人権が尊重される環境に配慮しつつ、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を目指します。





3 基本目標

(1) 家庭における子育てへの支援

すべての子育て家庭が、妊娠・出産期を経て乳幼児期の育児について、適切な助言やサービスを受けることができるようにします。また、親子同士の交流を通して気軽に相談できる場を提供することにより、必要な世帯に支援が行き届き、様々な世代の人々が身近な地域で子育てを支援できる環境づくりを推進します。

(2) 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係職員の連携が深まる取組を進めます。

(3) すべての子どもの育ちを支える環境の整備

地域の中で子ども同士が安全・安心に交流できるように、人々のつながりを支援しながら、居場所づくりに取り組みます。

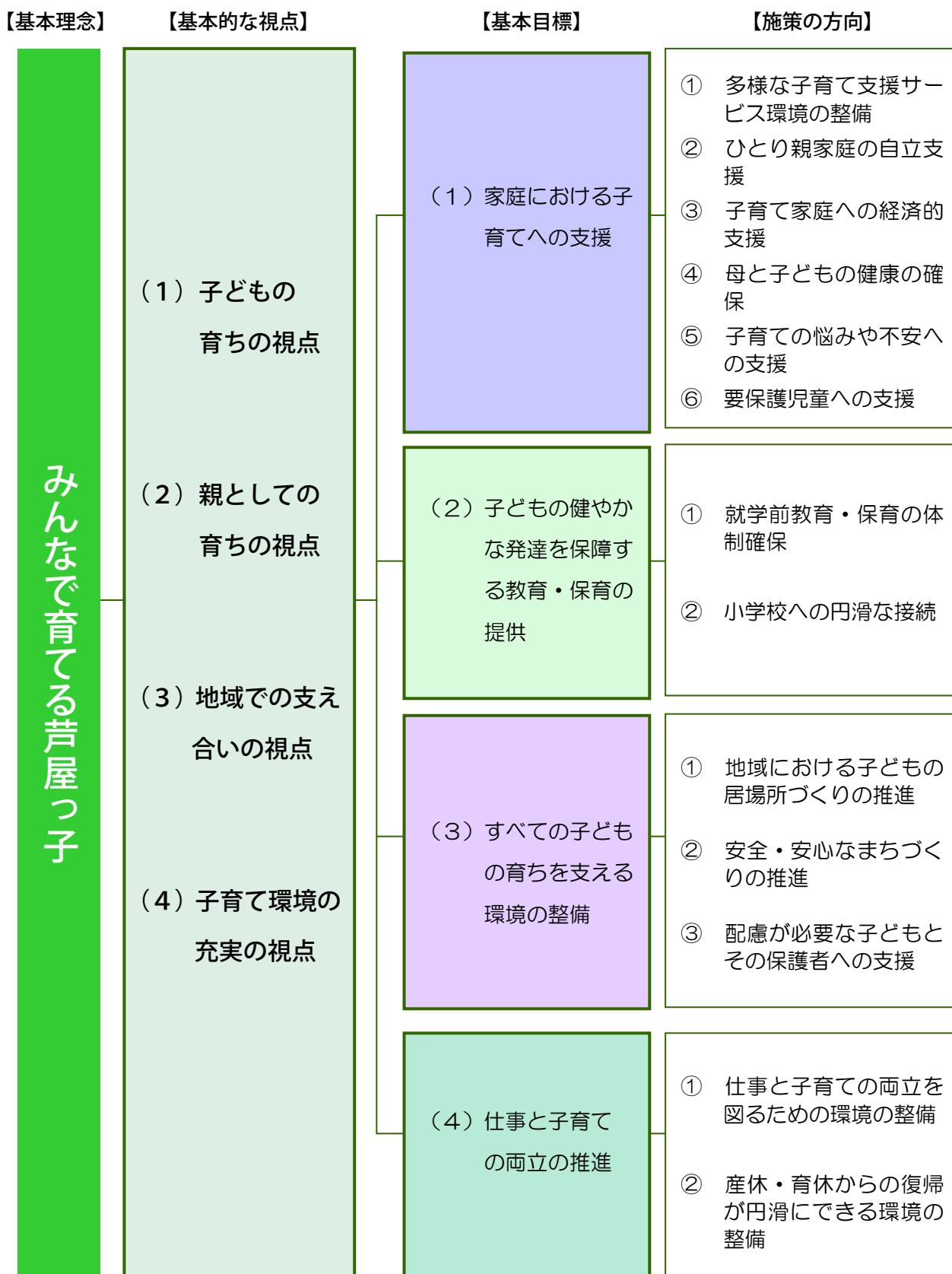
また、配慮が必要な子どもの特性に合わせた継続的な支援や保護者の立場に立った支援を充実し、安心して地域で生活できるまちづくりを進めます。

(4) 仕事と子育ての両立の推進

保護者が仕事を続けながら子育ての喜びを実感できる社会を作るために、子育てをめぐる多様なニーズに柔軟に対応できる環境づくりを推進するとともに、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を実現できる働き方の支援に取り組みます。

4 計画の体系

本計画は、基本理念を実現するため、4つの基本目標で構成されています



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

